

# 鹿児島県建築審査会口頭審査規程

(昭和30年3月28日制定)

## (趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第94条第3項の規定により鹿児島県建築審査会（以下「建築審査会」という。）が行う公開による口頭審査（以下「審査」という。）は、この規程の定めるところによる。

## (主宰者)

第2条 審査は会長又はその都度会長の指名する委員（以下「主宰者」という。）が主宰する。

## (通告及び公示)

第3条 会長は、審査を行うとするときは、あらかじめ審査請求人、特定行政庁、建築主事その他の関係人（以下「関係人」という。）に対しその出席を求めるため別記様式により通告するとともに、審査の事由、期日及び場所並に関係人の住所及び氏名又は名称を鹿児島県公報に告示する。

2 前項の告示は、緊急の必要がある場合においては、審査会開催地市町村の掲示場又は適當の場所に掲示し、鹿児島県公報の登載を省略することができる。

## (方法)

第4条 審査は公開とし、口頭により行う。

## (関係人欠席の場合)

第5条 関係人は、審査に出席することができないときは、第6条の規定により、代理人を出席させる場合を除く外、あらかじめ理由を記しその旨を会長又は主宰者に届けなければならない。

2 前項の場合において関係人は、当該事件に関する陳述書を提出することができる。

3 前項の陳述書は、審査において朗読する。

4 会長は第1項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、審査を延期することができる。

5 前項の場合を除き審査請求人が審査に出席せず、且つ又陳述書を提出しないときは、その他の関係人の申立に基き審査する。

## (代理人)

第6条 関係人は、審査に代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人が審査に出席するときは、委任状を主宰者に提出しなければならない。

3 前項の委任状には関係人と代理人との関係を記載しなければならない。

## (証人)

**第7条** 関係人若しくはその代理人は、審査に証人を出席させたいときはあらかじめ証人の住所、氏名及び証言事項を記載した書面を、会長又は主宰者に提出し許可を受けなければならない。

**(主宰者の職権による証拠及び参考人)**

**第8条** 主宰者は、審査のために必要があると認めるときは、証拠書類を徴し、又は参考人の出席を求めることができる。

**(秩序保持)**

**第9条** 審査会場内の発言は、すべて主宰者の許可を受けなければならない。

- 2 発言は聞こうとする事項の範囲をこえてはならない。
- 3 主宰者は、前2項に反する発言を制止することができる。
- 4 主宰者は、前項の制止に従わない者に対しては、発言の禁止又は退場を命ずることができる。
- 5 傍聴人は審査において発言することができない。
- 6 主宰者は、必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は傍聴人に退場を命ずることができる。

**(口頭審査の記録)**

**第10条** 審査の庶務に従事することを命ぜられた職員は、審査の状況を詳細に記録しなければならない。

- 2 前項の記録は建築審査会において保存する。

**(雑則)**

**第11条** この規程に定めるものの外、審査に関し必要な事項は、主宰者が定めて会場に掲示する。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。